

陸上自衛隊の表彰に関する達

昭和 41 年 6 月 21 日
陸上自衛隊達第 24-12 号

改正	昭和 49 年 3 月 16 日達第 24-12-1 号	昭和 53 年 1 月 13 日達第 122-108 号
	昭和 53 年 1 月 27 日達第 99-6-2 号	昭和 55 年 12 月 15 日達第 122-115 号
	昭和 61 年 8 月 13 日達第 24-12-2 号	昭和 63 年 4 月 8 日達第 122-126 号
	平成 10 年 3 月 20 日達第 122-135 号	平成 12 年 3 月 27 日達第 24-12-3 号
	平成 15 年 7 月 31 日達第 24-12-4 号	平成 16 年 3 月 29 日達第 122-190 号
	平成 18 年 7 月 26 日達第 122-211 号	平成 19 年 1 月 9 日達第 122-215 号
	平成 21 年 2 月 3 日達第 122-230 号	平成 21 年 7 月 31 日達第 122-235 号
	平成 24 年 3 月 30 日達第 122-254 号	平成 25 年 3 月 29 日達第 122-259 号
	平成 29 年 3 月 24 日達第 122-285 号	令和 6 年 3 月 22 日達第 24-12-5 号

表彰等に関する訓令(昭和 30 年防衛庁訓令第 49 号)の規定を実施するため、
陸上自衛隊の表彰に関する達を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 吉江 誠一

陸上自衛隊の表彰に関する達

(目的)

第 1 条 この達は、陸上自衛隊における表彰実施の細部に関する事項並びに車両及び航空機運行上の無事故表彰について定めることを目的とする。

第 1 章 表彰権者等

(独立大隊)

第 2 条 表彰等に関する訓令(以下「訓令」という。)別表第 2 に規定する独立大隊は、連隊及び群の編制又は編合にはならない大隊とする。

(団、連隊、群及び独立大隊に準ずる部隊)

第 3 条 訓令別表第 2 に規定する団、連隊、群及び独立大隊に準ずる部隊は、編制上陸将補又は 1 等陸佐を長とする部隊とする。

(大隊に準ずる部隊及び中隊に準ずる部隊)

第 4 条 訓令別表第 2 に規定する大隊に準ずる部隊及び中隊に準ずる部隊は、懲戒権を委任されている 2 等陸佐以下を長とする部隊とする。

(一時的に指揮監督下にある隊員等に対する表彰)

第5条 表彰権者は、次の各号に該当し表彰を行う必要がある場合は、一時的に又は特定事項についてその指揮監督下にある部隊等又は隊員に対して表彰（精勤章の授与を除く。）を行うものとする。

(1) 表彰の対象となる業績が、指揮監督下にある期間中又は指揮監督下にある特定事項についてなされた場合

(2) 表彰の対象となる業績が、一時的に指揮監督をする以前から引き続きなされたか、又は指揮監督下にある特定事項以外の事項に関連してなされ、関係の表彰権者が双方協議の結果、一時的に又は特定事項について指揮監督する表彰権者が表彰を行うことが適当と認めた場合

(精勤章授与権者等)

第6条 訓令別表第4に規定する機関の長は、防衛大臣直轄機関の長、分校長、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院長、地方協力本部長、補給処長、補給処支処長及び補給処出張所長とする。

2 訓令別表第4に規定する授与単位の部隊等の隷下部隊等に精勤章授与権者を定めてあるものについては、最下位の隷下部隊等の授与権者が精勤章の授与を行う。

3 前項により精勤章の授与を行う授与権者の直近上位の部隊等の長は、直轄する部隊等のうち所属隊員数の少ない部隊等（以下本条中「小単位部隊等」という。）に対し、当該小単位部隊等の精勤章授与資格人員を総合計算の上、授与人員数を指示することができる。

4 訓令第19条第1項に規定する士長等とは、士長等のうち陸曹候補生、一般陸曹候補生の陸曹候補生課程入校指定者、生徒陸曹候補生及び陸上自衛隊看護学生を除いた者とし、同条第2項に規定する曹長等とは、曹長等のうち幹部候補生を除いた者とする。

5 精勤章授与権者は、当該部隊等の所属隊員で、臨時勤務又は入校等中の精勤章授与資格者について、臨時勤務先又は入校等先の部隊等の長から必要に応じ、当該自衛官の臨時勤務期間中又は入校期間中の勤務成績の通知を求め

(感謝状贈与権者)

第7条 訓令第24条の規定に基づく幕僚長の指定する部隊等の長は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 連隊等以上の部隊の長

(2) 防衛大臣直轄機関の長、分校長、補給処長、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院長及び地方協力本部長

(3) 自衛隊情報保全隊司令

第2章 車両操縦無事故表彰

(操縦無事故表彰)

第8条 表彰権者は、車両の操縦者が無事故で次の各号に掲げる走行距離を操縦した場合には、当該各号に掲げる賞詞を授与することができる。

- (1) 走行距離 20,000 キロメートル以上に達し、かつ、勤務成績が良好な場合。第5級賞詞
- (2) 走行距離 50,000 キロメートル以上及び 100,000 キロメートル以上に達し、かつ、勤務成績が良好な場合。第4級賞詞
- (3) 走行距離 150,000 キロメートル以上に達し、かつ、勤務成績が良好な場合。第3級賞詞
- 2 表彰権者は、第4級賞詞を授与するに当たり、それぞれの走行距離に達した場合は重ねて授与することができる。ただし、第5級賞詞については重ねて授与しないものとする。
- (無事故認定の基準)

第9条 車両操縦無事故認定の基準は、事故報告に関する達（陸上自衛隊達第121-2号）別冊に規定する自衛隊車両運行事故（同別冊に掲げる他の分類に属する事故で車両運行に関連のある事故を含む。）のうち操縦者の責に帰すべき理由により生じた事故が皆無の場合とする。

(走行距離の算定)

第10条 第8条に規定する無事故走行キロ数の算定に当たっては、次表に掲げる車種区分に応じ同表に掲げる実走行距離又は実運転時間をそれぞれ無事故走行距離 10,000 キロメートルとみなして算定するものとする。

車 種	実走行距離数 (キロメートル)	実運転時間数 (アワーメーター数)
車両重量 11t 未満、最大積載量 6.5t 未満又は乗車定員 30 名未満の装輪車、オートバイ、軽雪上車、スノートラック	10,000	
車両重量 11t 以上、最大積載量 6.5t 以上又は乗車定員 30 名以上の装輪車、総重量 0.75t 以上、16.5t 未満のトレーラをけん引した場合	7,000	
装軌車（車両重量 11t 未満） 総重量 16.5t 以上のトレーラをけん引した場合	5,000	
装軌車（車両重量 11t 以上）	3,000	
トラッククレーン	3,000	300
グレーダ自走式、クレーン、クローラ、ローラ・タンダム、ローラ・マカダム、トラクタ・ドーザ各種、トラクタ・ローダ各種、フォーク・リフト、油圧ショベル、水陸両用車（水上走行時）		300

備考	<p>1 操縦する車種が2種類以上にわたる場合には、それぞれ換算の上、合算するものとする。</p> <p>2 サービスメーターの装着されている施設車両については、別途に示す換算要領によりアワーメーター時間に換算するものとする。</p>
----	---

(車両操縦優良章の交付及び返納)

第11条 第8条の規定により賞詞を授与した場合は、次表に掲げる賞詞の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる車両操縦優良章を交付するものとする。

3級賞詞又は4級賞詞	車両操縦優良章甲
5級賞詞	車両操縦優良章乙

2 車両操縦優良章は、操縦者が事故を生じたとき若しくは操縦者でなくなったとき又は上位の車両操縦優良章を交付されたときは、当該車両操縦優良章又は下位の車両操縦優良章は返納するものとする。

3 車両操縦優良章の制式は、別紙のとおりとする。

(車両操縦優良章の着用)

第12条 車両操縦優良章の着用は、陸上自衛官服装細則に定めるところによるものとする。

第3章 航空無事故表彰

(航空操縦士の無事故表彰)

第13条 表彰権者は、航空操縦士(機長及び副操縦士をいう。以下「操縦士」という。)が無事故で次の各号に掲げる飛行時間を操縦した場合には、当該各号に掲げる賞詞を授与することができる。

(1) 飛行時間1,500時間以上に達した場合。第5級賞詞

(2) 前号の賞詞を授与されてから引き続き1,500時間以上に達した場合。

第4級賞詞

(3) 前号の賞詞を授与されてから引き続き2,000時間以上に達した場合。

第3級賞詞

(部隊等の無事故表彰)

第14条 表彰権者は、部隊等の在籍機数について、一機当たりの平均無事故飛行時間が次の表に掲げる在籍機数に応ずる時間に達したときは、当該部隊等に対し、当該表の基準による賞状を授与することができる。

在籍機数	第5級賞状	第4級賞状	第3級賞状
15機未満	500時間以上	左欄の飛行時間に引き続き500時間以上	左欄の飛行時間に引き続き1,000時間以上
15機以上 30機未満	400時間以上	左欄の飛行時間に引き続き400時間以上	左欄の飛行時間に引き続き800時間以上
30機以上	300時間以上	左欄の飛行時間に引き続き300時間以上	左欄の飛行時間に引き続き600時間以上
備考：在籍機数に変動がある場合は、平均在籍機数とする。			

(無事故認定の基準)

第15条 航空無事故の認定の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 操縦士の無事故

航空事故調査及び報告等に関する訓令(昭和30年防衛庁訓令第35号)第2条第1項に規定する事故のうち、操縦士の責に帰すべき理由により生じた事故が皆無の場合とする。

(2) 部隊等の無事故

航空科部隊等の航空機について、事故報告に関する達別冊に規定する航空機関連事故のうち当該部隊等の責に帰すべき理由により生じた事故が皆無の場合とする。

附 則

- 1 この達は、昭和41年8月1日から施行する。
- 2 表彰の細部取扱規則(陸上自衛隊達第24-7号)及び車両の無事故表彰に関する達(陸上自衛隊達第24-2号)は廃止する。
- 3 この達施行の際、現に交付されている操縦手操縦優良章は、この達の規定による操縦優良章とみなす。

附 則(昭和49年3月16日陸上自衛隊達第24-12-1号)

この達は、昭和49年4月15日から施行する。

附 則(昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122-108号)

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則(昭和53年1月27日陸上自衛隊達第99-6-2号抄)

- 1 この達は、昭和53年1月30日から施行する。(ただし書略)

附 則(昭和55年12月15日陸上自衛隊達第122-115号)

この達は、昭和55年12月15日から施行する。

附 則(昭和61年8月13日陸上自衛隊達第24-12-2号)

この達は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則(昭和63年4月8日陸上自衛隊達第122-126号)

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則(平成10年3月20日陸上自衛隊達第122-135号)

この達は、平成10年3月26日から施行する。

附 則(平成12年3月27日陸上自衛隊達第24-12-3号)

この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年7月31日陸上自衛隊達第24-12-4号)

この達は、平成15年8月1日から施行する。

附 則(平成16年3月29日陸上自衛隊達第122-190号)

この達は、平成16年3月29日から施行する。

附 則(平成18年7月26日陸上自衛隊達第122-211号)

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則(平成19年1月9日陸上自衛隊達第122-215号)

この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122-230 号）

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 31 日陸上自衛隊達第 122-235 号）

この達は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日陸上自衛隊達第 122-254 号）

この達は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日陸上自衛隊達第 122-259 号）

この達は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 24 日陸上自衛隊達第 122-285 号）

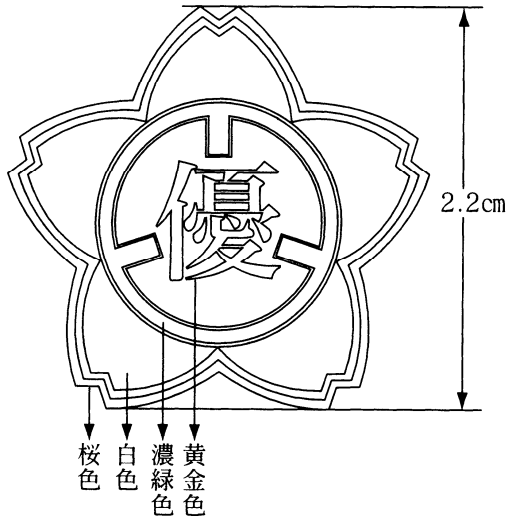
この達は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 24 日陸上自衛隊達第 24-12-5 号）

この達は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

車両操縦優良章の制式

車両操縦優良章乙



車両操縦優良章甲

